

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

山梨国民年金 事案 200

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

私は妻と一緒に国民年金に加入していた。申立期間当時は、A市Bの借家に住んでいて、組の人が保険料の集金に来ていた。記録を確認したところ、妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに私の国民年金保険料は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年度以後、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の保険料納付記録は、妻と一緒に納付し始めた昭和41年度を除いてほぼ同じであり、何度か行っている過年度納付も夫婦同一に納付していることが確認できる。申立期間についても妻の国民年金保険料は納付されていることが確認でき、資力にも問題も無かったため、妻のみが国民年金保険料を納付して申立人が国民年金保険料を納付しなかったとすることは、不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から32年10月1日まで
郷里のA県B島で父、兄と共に家業の海運業に携わってきた。朝鮮戦争特需で石炭運搬は活況を呈していたが、傷害事故の発生等、危険も増大してきたことから、昭和27年春に船員保険に加入した。申立期間、C丸（父の所有）及びD丸（兄の所有）に乗っていた。当時船員手帳を持っていたのに船員保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年春にE県で船員保険に加入したと主張しているが、C丸の船舶所有者F（申立人の父）が船員保険の適用となっていた期間は、31年12月1日から32年9月26日までの期間であり、D丸の船舶所有者G（申立人の兄）が船員保険の適用となっていた期間は、32年1月1日から同年9月26日までの期間となっていることが、各々の船員保険被保険者名簿から確認でき、ほかに適用となっていた形跡も見当たらない。

また、上記船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、記号番号に欠番も見られない上、申立人が氏名を挙げた同僚は、昭和32年1月1日から同年5月6日までの期間について、D丸において船員保険の被保険者としての記録があるものの、当該同僚は既に死亡しており、申立人の申立期間における船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について、具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「船員手帳を持っていたので船員保険にも加入していたはずである。」と主張しているが、船員手帳の所持が直ちに船員保険への加入を証明するものではなく、申立人は当時の船員手帳を所持していないため、同手帳に記載の船員保険加入状況も確認できない。

加えて、申立人がその船員保険の加入手続をしたとする父又は兄は、既に死亡しており、申立人自身は手続に関与していないことから、船員保険への加入の状況等が不明である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の期間照会を行ったところ、代表取締役を務めていたA社が平成 14 年 9 月 1 日に全喪処理され、同時に、私の標準報酬月額を 14 年 1 月 1 日にさかのぼって 62 万円から 41 万円に引き下げる月額変更処理が行われているとのことだった。全喪届や月額変更届をした覚えがなく納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録により、厚生年金保険の適用事業所としては、平成 14 年 9 月 1 日に全喪しているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、全喪日後の 14 年 9 月 2 日に、同年 1 月から同年 8 月までが 62 万円から 41 万円に訂正されていることが確認できる。

これに対して、申立人は、当時、弁護士に相談し、自身は社会保険事務所とは接触しておらず、全喪届や月額変更届を提出した覚えはないと申し立てているが、代表取締役である申立人が関与せずに当該全喪処理や標準報酬の月額変更処理が行われたとは考え難い。

また、当時、申立人から相談を受けていた弁護士は、明確な記憶がないと証言しているが、全喪届や月額変更届をしたことは否定していない。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が当該全喪処理や月額変更処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 104

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 9 月 1 日から 14 年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の期間照会を行ったところ、役員を務めていたA社が平成 14 年 9 月 1 日に全喪処理され、同時に、私の標準報酬月額を 13 年 9 月 1 日にさかのぼって 41 万円から 9 万 8,000 円に引き下げる月額変更処理が行われているとのことだった。全喪届や月額変更届をした覚えがなく納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が経理を担当していたA社は、社会保険庁の記録により、厚生年金保険の適用事業所としては、平成 14 年 9 月 1 日に全喪しているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、全喪日後の 14 年 9 月 2 日に、13 年 9 月から 14 年 8 月までが 41 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

これに対して、代表取締役であったその夫が、当時、弁護士に相談し、自身は社会保険事務所とは接触しておらず、全喪届や月額変更届を提出した覚えはないと申し立てているが、その夫が関与せずに当該全喪処理や標準報酬の月額変更処理が行われたとは考え難く、妻であり経理を担当する役員であった申立人も当該行為について責任を負う立場にあったものと推認される。

また、当時、その夫から相談を受けていた弁護士は、明確な記憶がないと証言しているが、全喪届や月額変更届をしたことは否定していない。

これらの事情を総合的に判断すると、役員であった申立人が当該全喪処理や月額変更処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。